

パブリック・コメント手続(意見募集)

北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画の  
計画変更について

意見募集期間

令和6年(2024年)

8月20日(火)~9月10日(火)

お問い合わせ先：港湾部 港湾整備課

電話 046-822-9623(直通)

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続に当たって

### 北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画の計画変更について

このたびのパブリック・コメント手続は、この北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画の計画変更について、ご意見を伺うものです。

#### 【目次】

- ◆北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画の計画変更について……………3
- ◆意見の提出方法 ……………4

○ 北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画の計画変更について

横須賀市では平成16、17年度に「北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画」を策定し、平成19年度よりこの計画をもとに、侵食対策事業を進めてきました。

その後、平成22年度に侵食の著しい個所について、離岸堤を追加する計画変更を行いました。

現在は、全体計画の約9割が完成していますが、本港東地区および本港西地区において、着手時点に想定していた状況と異なる部分が生じたため、計画内容の見直しを行い、変更の方向性が定まったため、この計画を提示し、市民の皆様から意見を募集するものです。

## 意見の提出方法

1 提出期間 令和6年(2024年) 8月20日(火) から  
令和6年(2024年) 9月10日(火) まで

2 宛 先 港湾部 港湾整備課 漁港係

### 3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。  
(2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)  
利害関係があることを証する事項

- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。

#### ア 直接持ち込み

- ・港湾部港湾整備課(横須賀市役所本館2号館5階 13 番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

#### イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地  
横須賀市役所 港湾部 港湾整備課

#### ウ ファクシミリ

046-822-3210

#### エ 電子メール

[pc-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:pc-ph@city.yokosuka.kanagawa.jp)

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。  
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、  
速やかに公表いたします。

パブリック・コメント募集

## 「北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画」の計画変更（案）

（ 砂浜減少や波の被害を防ぐために ）

～ 安心して安全な水辺をめざして ～



令和 6 年 8 月

横須賀市 港湾部

## 目 次

1. 基本計画変更の趣旨	1
2. 現行基本計画の問題点	2
(1) 現行基本計画の概要	2
(2) 各地区海岸の現状と現行基本計画の問題点	3
3. 侵食対策の変更計画（案）	5
資料1. 施設説明図	7
資料2. 用語解説	8

## 1. 基本計画変更の趣旨

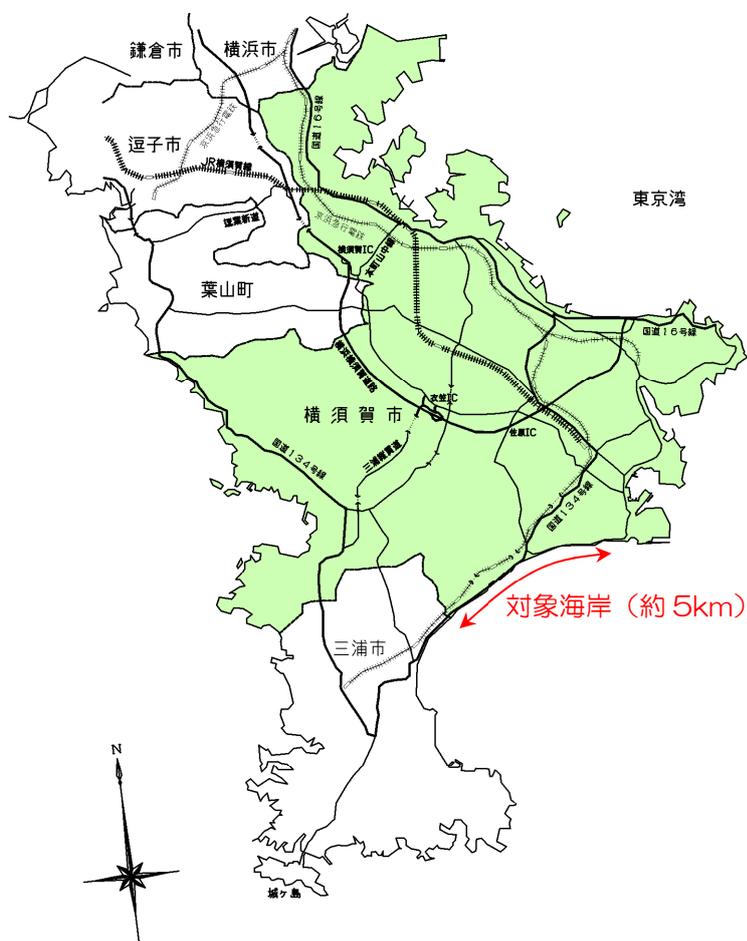
横須賀市の南東部に位置する、JERA 横須賀火力発電所から三浦市に至る約5kmの海岸では、昭和 40 年代から海岸侵食（巻末の用語解説①）により徐々に砂浜が少なくなっていることが問題となっています。

横須賀市港湾部ではこの問題に対し、平成 17 年度に「北下浦漁港海岸等侵食対策基本計画」を策定し、海岸東部では離岸堤（巻末の用語解説②）、海岸西部では人工リーフ（巻末の用語解説③）及び大型突堤（巻末の用語解説④）の整備を進めておりました。

しかし、一部の区間において、計画策定時に想定していたよりも砂浜が少なくなり、既存の護岸が壊れるなど、背後地域にお住まいの皆様にも不安を与える状況に至ったことから、平成 22 年度に計画変更を行い、現在まで事業を進めてきました。

現在、これまでに計画している施設の 9 割が完成し、一部の区間においては汀線（巻末の用語解説⑤）が安定してきていることが確認されています。その一方で、離岸堤の開口部や施設がない区間において、侵食が著しい区間も確認されております。

このような状況から、今後の効率的な施設整備の実施と海岸背後地域にお住まいの皆様の安全の確保のため、改めて基本計画の変更を実施することとしました。



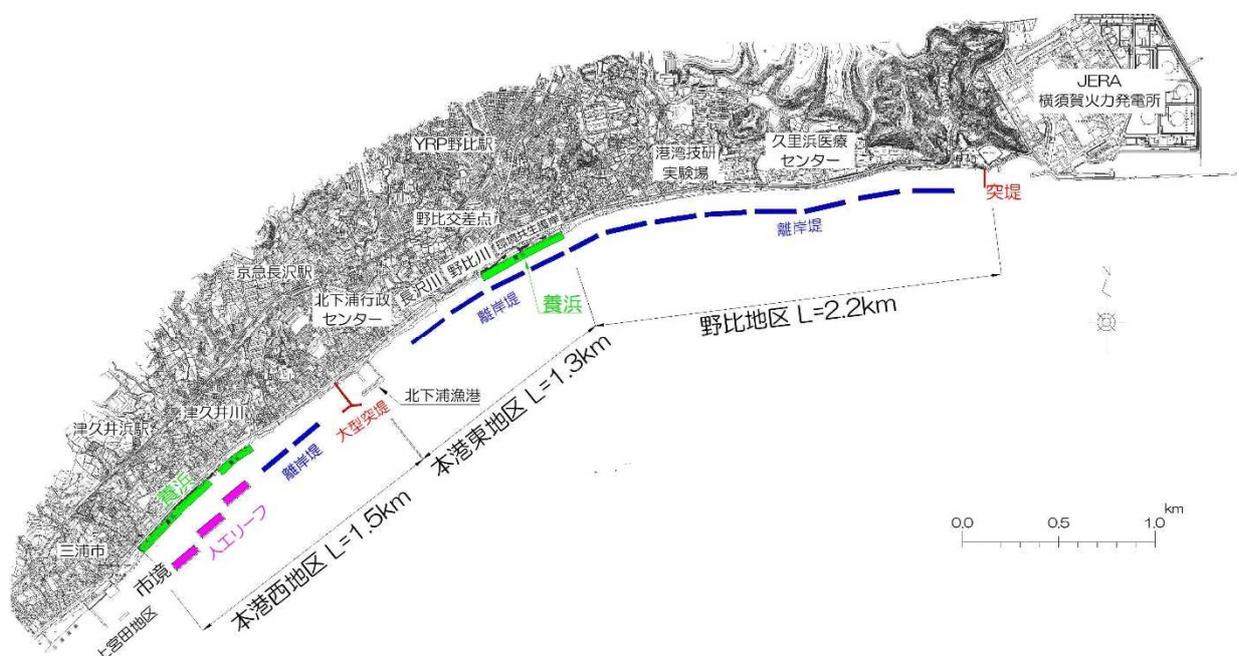
対象海岸の位置

## 2. 現行基本計画の問題点

### (1) 現行基本計画の概要

当該海岸における現行基本計画は以下に示す内容でした。

	本港西地区	本港東地区	野比地区
区間	三浦市側 1.5km の区間	本港西地区と野比地区に挟まれる 1.3km の区間	横須賀火力発電所側の 2.2km の区間
計画の概要	防護の必要性が高く、かつ、ウインドサーフィンや漁業利用が多いため、利用しやすい防護施設として人工リーフを主体に、漁港に近い区間では侵食が進む可能性があることから、背後に砂を堆積させる効果の強い離岸堤を計画しました。	養浜（巻末の用語解説⑥）のみでは砂が流出することが予想されるため、背後に砂を堆積させる効果が強く、人工リーフよりも小規模で整備可能な離岸堤を計画しました。	他地区と比較して海浜利用が少ないため、道路護岸、道路利用者の安全確保を重視し、経済性と効果の面から、一連の海岸を一体的、均一的に防護するために離岸堤を計画しました。
工法	人工リーフ：3基 離岸堤：2基 大型突堤：1基 養浜：1式	離岸堤：4基 養浜：1式	離岸堤：8基 突堤：1基



現行基本計画の概要

## (2) 各地区海岸の現状と現行基本計画の問題点

### 【本港西地区】

背後の水域に砂を堆積させる効果のある人工リーフ2基、離岸堤2基が完成し、その背後では徐々に砂が堆積しつつありますが、離岸堤の開口部で局所的に侵食が生じています。

北下浦漁港に近い場所では、漁港の東側からの砂が供給されにくいため、離岸堤の開口部は今後も侵食が進む可能性があります。その一方で、1号人工リーフ予定地背後付近では、現時点で砂浜が安定している状況にあります。



離岸堤開口部の汀線状況  
(R5/12/23)



1号人工リーフ予定地背後の砂の堆積状況  
(R5/12/23)

### 【本港東地区】

砂の堆積を促進する沖合施設（巻末の用語解説⑦）である離岸堤4基が完成し、背後にある護岸が被災する危険性は低くなっています。ただし、一部の離岸堤の背後は砂が堆積し砂浜が形成されている一方で、野比地区側の護岸前面ははまだ砂浜が消失した状況であるとともに、離岸堤の開口部や北下浦漁港東側では局所的な侵食が発生しており、背後地域にお住まいの皆様にご不安を与える状況は解消されておられません。

このため、砂を投入する養浜により護岸前面の砂浜を回復させることに加えて、施設が計画されていない区間では、離岸堤や人工リーフ等の砂の流出を抑制する沖合施設を整備する必要があると考えます。



海岸の侵食状況 (R5/12/10)



北下浦漁港東側の侵食状況 (R6/1/9)

### 【野比地区】

現行計画の離岸堤8基と突堤の整備が完了しており、背後の砂浜は安定している状況にあります。

このため、現状で侵食対策が急務である本港東地区および本港西地区での整備を優先することを考えています。ただし、定期的な地形測量を継続し、地形変化の状況を確認しながら砂浜の保全を進めていく必要があると考えます。



離岸堤背後には砂浜が  
形成されている

離岸堤背後の砂の堆積状況（R6/5/14）

### 3. 侵食対策の変更計画（案）

#### 【本港西地区】

局所的に侵食が進む離岸堤の開口部について、養浜を実施し、背後地域の安全性を確保します。

人工リーフ整備予定箇所背後の養浜の一部と未整備の人工リーフ1基について、背後の砂浜が今後も安定する可能性が高いため、計画から削除することとします。

《人工リーフ：2基 離岸堤：2基 大型突堤：1基 養浜：1式》

#### 【本港東地区】

北下浦漁港東側では、今後も侵食が進行する可能性があるとともに、養浜のみでは砂が流出することが予想されるため、養浜と併せて離岸堤や突堤等による防護を検討しました。その結果、養浜の実施頻度や背後域の十分な安全性の確保の観点から、対策工法として離岸堤を計画し、砂浜の安定を図ります。

《離岸堤：5基 養浜：1式》

#### 【野比地区】

現行計画の施設整備が完了し砂浜の保全が図られていることから、当面は新たな施設整備は行わない予定です。

《離岸堤：8基 突堤：1基》

以上をとりまとめまして、海岸全体の変更計画（案）を次ページに示します。

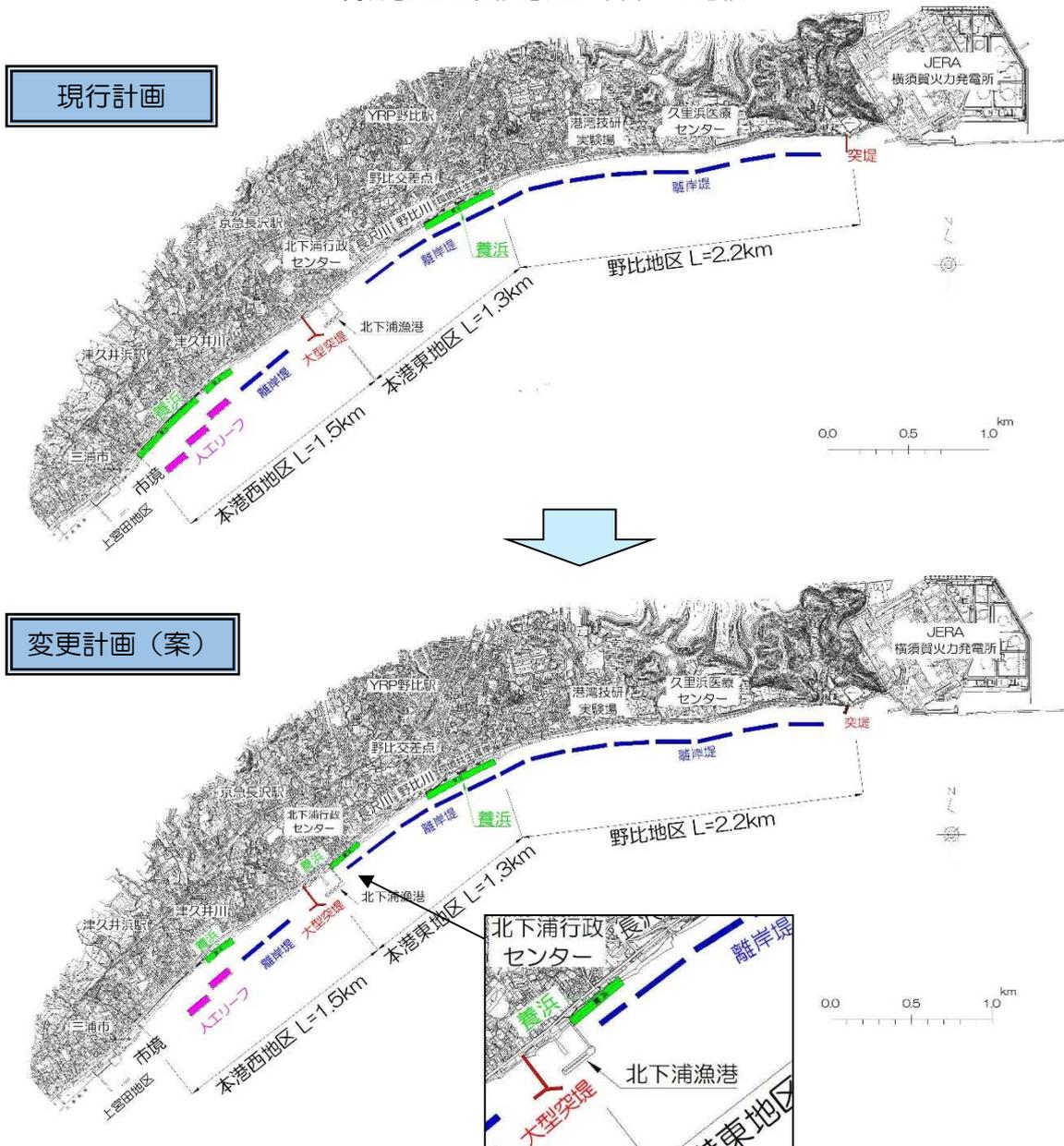
ただし、今後の整備については、離岸堤を先行して実施し、砂浜の侵食状況や越波（巻末の用語解説⑧）の状況を確認しながら、養浜の整備を進めていく予定です。

	本港西地区	本港東地区	野比地区
現行計画	人工リーフ：3基 離岸堤：2基 大型突堤：1基 養浜：1式	離岸堤：4基 養浜：1式	離岸堤：8基 突堤：1基

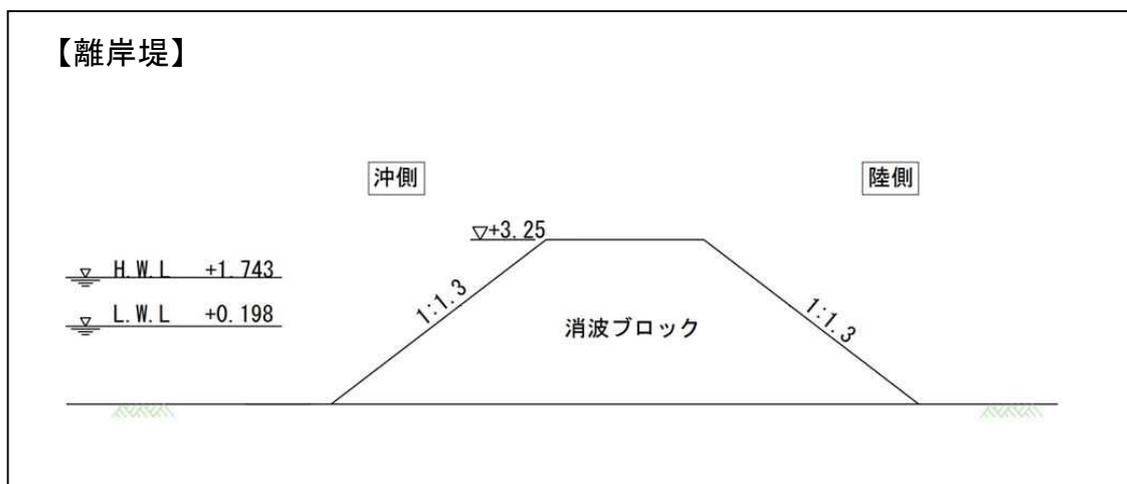


変更計画(案)	人工リーフ：2基 離岸堤：2基 大型突堤：1基 養浜：1式	離岸堤：5基 養浜：1式	離岸堤：8基 突堤：1基
---------	--	-----------------	-----------------

現行計画と変更計画（案）の比較



資料 1. 施設説明図



## 資料 2. 用語解説

- ① **海岸侵食（かいがんしんしょく）：**  
海岸および海底にある砂が何らかの原因によって減少し、海岸線が後退したり海域の水深が深くなる現象。
- ② **離岸堤（りがんてい）：**  
消波ブロックなどを海岸の沖に海岸線と平行に配置し、打ち寄せる波の力を低減させて、海岸を防護する工法。背後の砂を移動しにくくさせたり、周辺の砂を集める効果がある。
- ③ **人工リーフ（じんこうりーふ）：**  
自然のサンゴ礁が波を砕けさせて海岸を防護していることになって、海岸の沖の海面下に、海岸線と平行に浅場を造成して打ち寄せる波の力を低減させて、海岸を防護する工法。背後の砂を移動しにくくさせたり、周辺の砂を集める効果がある。
- ④ **突堤（とつてい）・大型突堤（おおがたとつてい）：**  
消波ブロックなどを海岸線から垂直方向に配置し、海岸に平行方向に流れている砂の移動を抑えて海岸侵食を防ぐ工法。
- ⑤ **汀線（ていせん）：**  
砂浜で海岸線となる海と陸の境界線。
- ⑥ **養浜（ようひん）：**  
失われた砂浜を回復する手段として、別の場所から人為的に砂を補給する工法。
- ⑦ **沖合施設（おきあいしせつ）：**  
離岸堤や人工リーフのように、海岸線の沖合の水域に築造する施設。構造や設置条件、海象条件によって、施設の背後水域が穏やかになり、砂が堆積しやすくなる。
- ⑧ **越波（えっぱ）：**  
海岸に打ち寄せる波が堤防や護岸を越えて背後地に打ち上がったたり、飛沫がかかること。